



# 労基署便り

令和7年度 No.12  
大河原労働基準監督署



## 令和8年1月～2月労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症による災害を除く

(令和8年3月10日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R7	R8	前年比	R7	R8	前年比
製造業 計	10	10	0	54	67(1)	13(1)
食料品製造業	3	2	-1	22	25	3
機械金属製造業	2	3	1	14	17	3
建設業 計	1	3	2	30	33	3
土木工事業	0	1	1	12	13	1
建築工事業	1	1	0	12	15	3
その他の建設業	0	1	1	6	5	1
運輸交通業 計	1	3	2	46	45(1)	-1(1)
道路貨物運送業	1	3	2	39	41(1)	2(1)
商業	4	4	0	57	65	8
社会福祉施設	2	0	-2	29	24	-5
全産業	28	25	-3	291(1)	304(2)	13(1)

1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業の合計。

令和8年の労働災害の発生状況を見ますと、大河原署管内につきましては、若干ではありますが減少しています。一見すると良いのですが、昨年は、この時期に労働災害が多発（令和6年の2倍近く）しておりますので、若干の減少では物足りないと言わざるを得ません。この時期は、転倒災害が多く発生するのが常であり、昨年は、全災害の約半数を占めたのですが、令和8年は、3割程度にとどまっています。これは、天候の影響もさることながら、皆さまの転倒災害防止に係る取組の成果であると思えます（ありがとうございます）。しかしながら、転倒災害がこれだけ減少しているにもかかわらず、労働災害の減少幅が少ないということは、転倒災害以外の災害が増えているということを表しています。主なところでは、「はさまれ、まきこまれ」、「墜落、転落」による災害が多発していますので、危険箇所を再確認したうえで、必要に応じて改めてリスクアセスメントを実施する等して労働災害の防止に努めていただきたいと思います。

## ○賃金額の確認について

宮城県最低賃金（時間額1,038円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給180,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給180,000円×12か月

÷1,038.46円≧1,038円（宮城県最低賃金）

8時間×年間所定労働日数260日

**宮城県最低賃金クリア!**

月給制の労働者に支払っている賃金額が最低賃金以上となっているのかご確認願います。最近、時間額に換算して最低賃金と比較していないことにより、最低賃金を下回っているケースが散見されています。

**「大丈夫」と思い込まないで!**

宮城県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、支払われた日給や月給は、時間額に換算してこの金額を上回る必要があります。なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は、最低賃金の計算から除外します。

# ○治療と就業の両立支援について

労働施策総合推進法が改正され、**令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務**となります。がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分ではなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。**大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるような体制づくりをすることは、労働者の健康確保及び就業継続を後押しするとともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上、より良い人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。**

## 治療と就業の両立支援指針

### 留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

#### ③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



## 両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
  - ・企業の取組事例
- など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



## 専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援
- ・事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



**今年も STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを開催します（5月～9月まで。4月は準備月間です）。**

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25  
労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。